



消費生活ミニ通信 Vol.2 (2025年8月発行)



私たちは、日常的に行う消費活動の中で様々な「契約」をしています。車を買う、アパートを借りる、オンラインゲームをする、英会話を習うなど。消費者が申し込みや注文をして、店員（事業者）が承諾した時点で「契約」が成立します。消費者は代金を支払う義務が生じ、店員（事業者）は商品やサービスを提供する義務が生じます。

いったん結んだ契約は、原則として一方の都合だけでやめることはできません。どちらかが義務を果たさない場合は、もう一方が契約を守るよう請求したり、損害賠償請求や、契約の解除をすることができますが、契約の内容や状況により、できることが異なります。

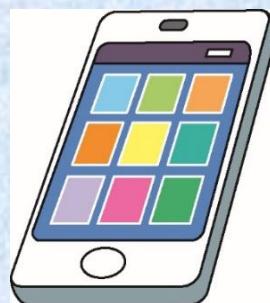
契約後に不審に思ったり不安になった場合は、一人で悩まずに、また、一人で解決しようとせず、消費生活センターへご相談ください。

さて、今回も、昨年度多かった相談内容を紹介します。「そのメール、信用して大丈夫？」事業者名で判断するのは危険です！

個人情報を詐取する フィッシング詐欺！

事業者や公的機関などの実在する組織をかたりSNS（ショートメールメッセージサービス）やメールを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用する
「フィッシング詐欺」に関する相談が寄せられています。

普段よく利用する事業者からのメッセージに見えて、実は危険なフィッシング詐欺の手口かもしれません。そのため、日頃からの心構えが重要です。



《相談員からのアドバイス》

- ▶メールやSNSに記載されたURLは、フィッシングサイトにつながる可能性があるため、安易にアクセスしないでください。
- ▶万が一フィッシングサイトにアクセスしてしまった場合でも、カード情報、ID・パスワード、暗証番号等を絶対に入力しないでください。
- ▶フィッシングの被害にあわないために、ブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスすることを日頃から習慣づけましょう。また、パスワード等を複数のサービスで使いまわすことはやめて、しっかり管理しましょう。
- ▶クレジットカード等の利用明細は、必ず確認するようにしましょう。



だまされやすさ心理チェック

あてはまる項目の□にチェック✓をいれてみましょう。

- ①詐欺には絶対にあわない自信がある。
- ②どんな人にも礼儀正しくふるまう。
- ③まわりに他人をだます人はあまりいないと思う。
- ④知人から良いとすすめられると断れない。
- ⑤見栄や外聞を気にして言えなくなることがある。
- ⑥著名人や立派な肩書がある人の話はつい信じてしまう。
- ⑦家族にも恥はさらせない。
- ⑧しっかり者だと思われたい。
- ⑨高価な買い物でも自分ひとりで決める。



①②③のうち
1つでも✓が
付いた人 **A**

④⑤⑥のうち
1つでも✓が
付いた人 **B**

⑦⑧⑨のうち
1つでも✓が
付いた人 **C**

[A]あなたは、詐欺被害は他人事で、自分だけは大丈夫だと思っているようです。

実はそんな人にこそ被害者が多いのです。詐欺は簡単に見抜けません。
常に謙虚な気持ちで、自分の判断を疑う心構えを持ちましょう。

[B]あなたは、詐欺師に付け込まれやすいようです。

うまい話には裏があります。良い人かどうかは見かけでは分かりません。
相手の話に乗せられないよう、きっぱりと断る練習をしておきましょう。

[C]あなたは、人に相談することが苦手のようです。

どんなに自信がある人でも、判断を誤ることがあります。
日頃から気兼ねなく相談できる人を見つけておきましょう。
公的な相談窓口の連絡先も確認しておきましょう。

◆チェック✓はいくつ付きましたか？

それぞれの警戒レベルは、1つで「少し」危険
2つで「かなり」危険
3つで「とても」危険



消費者ホットライン

局番なしの

いやや

☎ 188

最寄りの消費生活センターにつながります。

…専門の相談員が一緒に解決の方法を考えます…

那須烏山市消費生活センター

☎ 0287-83-1014

受付時間：9:00～12:00/13:00～16:30（土日祝日・年末年始を除く）

那須烏山市役所烏山庁舎(1階)商工観光課内